

2021年7月16日

東京都知事 小池百合子 殿  
東京都 福祉保健局長 殿  
東京都 オリンピック・パラリンピック準備局長 殿

## 【住居喪失者の居所確保に関する緊急要請】

要請団体:反貧困ネットワーク、新型コロナ災害緊急アクション、認定 NPO 法人ビッグイシュー基金、一般社団法人つくろい東京ファンド、有限会社ビッグイシュー日本、認定 NPO 法人メドウサン・デュ・モンド ジャパン(世界の医療団)、社会慈業委員会ひとさじの会、特定非営利活動法人 TENOHASI、ホームレス総合相談ネットワーク/呼びかけ人:北畠拓也

去る7月7日に、困窮者支援を行なう10の団体・ネットワークの連名で「東京五輪・パラ五輪期間にかかる住居喪失者支援の緊急要望書」を提出いたしました。新型コロナウイルス感染症に端を発する経済停滞等の影響により、生活に困窮し住居を失った方々数多く、支援現場では最近特に居所確保に大変苦慮しているところであります。今後、安心して過ごせる一時的な宿泊場所を得られない方や、路上生活に至る方が増加することへの強い懸念から、以下の緊急の要請をいたします。

### 1. 東京都「協議済みホテル」の拡大について

現在、住居のない方が生活保護申請を行なった場合、東京都が交渉した「都協議済みホテル」を1ヶ月程度利用することが可能ですが、空室が少ないために確保することが難しく、区市からは無料低額宿泊所や簡易宿泊所を斡旋される場合があります。それらは、個室であっても共用部分が多いなど、プライバシーが保たれにくく、感染対策上の懸念がある施設もみられ、利用に踏み切れない場合があります。居所確保におけるこうした状況は、生活保護を利用し生活再建を目指す際の大きな障壁の一つとなり得るため、早急な改善が望まれます。

また、これまで都協議済みホテルとして利用されていたホテルのうち、元々五輪の関係者用に予約されていたビジネスホテルに関しては、滞在期間が1ヶ月に満たない方でも一斉に退去することとなっています。こうした制約は事前に判明していることである以上、代替的な措置が必要であったと言えます。

五輪の無観客開催が決定したことにより、一般客が予約していた都内ホテルに関しては今後キャンセルが増加することが予想されます。そこで、空室が見込まれるビジネスホテルと新たに交渉を行ない、都協議済みホテルを拡大することを要請します。その際、支援団体が独自に交渉しているホテルに関しても、改めて都協議ホテルとして利用できるよう交渉いただくことを望みます。

本来は、都協議済みホテルか否かに関わらず、各自治体の判断で厚労省協議の手続きを行なうことにより、東京では1日4,000円程度までの宿泊費支給が可能であることと承知しています。しかし、残念ながらこうした対応をとる自治体は皆無であり、厚労省協議についての周知の強化とともに、東京都が都協議済みホテルとして区市に紹介する意義があると考えます。

また、上記の五輪関係者用のホテルについても、無観客開催等に伴う運営上の変更等を鑑み、できる限り現在の利用者が一斉の退去とならないよう関係部局との調整を図るようお願いいたします。

## 2. 一時宿泊場所(ビジネスホテル)退去者や現在の利用者への柔軟な対応について

蔓延防止重点措置や緊急事態宣言に伴い、東京都では TOKYO チャレンジネット経由での一時宿泊場所(ビジネスホテル)を提供していることと承知しています。

しかし、去る7月12日には、4・5月から継続して一時宿泊場所(ビジネスホテル)を利用していた約120名が退去となりました。一時利用住宅等に移行する方もいるとのことですが、多くの方の行き先が決まらない状態であると思われます。これまで、TOKYO チャレンジネットによる相談会等が設けられてきた経緯は理解していますが、直前まで就労自立の道を探っていた場合や、前項のように生活保護申請時に安心して過ごせる居所を確保できない懸念から生活保護申請に踏み切れなかった場合もみられます。こうした方の中には、路上生活に至らざるを得ない方も一定数いることが想定されますが、当然ながら路上生活は過酷であり、様々なリスクに晒されます。一度公的な支援につながったにも関わらず、再び路上生活に至らしめる可能性のある判断を安易にすべきではないと考えます。

上記、7月12日に退去した方においても、**再度の一時宿泊場所(ビジネスホテル)利用が可能となるような、柔軟な運用とすることを要請します。**同時に、退去した方に対して、**可能な限りその旨を伝えるよう図っていただくことを望みます。**

また、一時滞在場所(ビジネスホテル)滞在中に所持金が少なくなるなどにより、生活保護申請を行なうことも考えられますが、その際に宿泊場所を変えなければいけないことは、やはり生活保護利用を躊躇する一つの要因になると考えられます。まず安心して過ごせる宿泊場所を確保することは生活再建の第一歩として重要ですが、一時宿泊場所(ビジネスホテル)から生活保護に移行する場合に、それが担保されづらいのが現状です。

**保護決定を待つ間や、安定した住居を選定する間においては、上記の一時宿泊施設(ビジネスホテル)での滞在を可能とするなど、宿泊場所が移り変わることを最低限に抑えられることを望みます。**加えて、住居確保の支援現場における知見として、一時的な居所から居宅保護を実現するためには、早期に入居可能なアパートを確保することが優位に働く場合があります。**居宅の確保等においては、民間支援団体との連携も検討いただきたい。**

以上

本件に対する問い合わせ先  
デモクラティック・デザインしゃりんの唄  
北島拓也(きたばたけ たくや)  
MAIL: t.kita.shmari@gmail.com